

## 新潟労働局と日建連北陸支部意見交換会の議事概要

日 時：平成 30 年 12 月 13 日（木）13：30～

場 所：興和ビル 10 階（会議室）

<新潟労働局>

主任地方産業安全専門官 村井 俊明

主任地方労働基準監察監督官 松本 直樹

雇用環境・均等室室長補佐 油品 努

（敬称略）



### ■新潟労働局からの報告

（新潟労働局）

労働災害の状況については、全業種の休業 4 日以上死傷者数は平成 30 年 10 月末現在、2,032 人であり、29 年の同時期と比べて、170 人、9.1 パーセントの増加となっています。死亡者数につきましては、13 人と 29 年の同時期と比べ 5 名の大幅な増加となっています。建設業については、休業 4 日以上死傷者数が 324 人で、29 年の同時期と比べ 51 人、18.7 パーセント増加しています。また、死亡者数は 7 人と、平成 29 年の同時期と比べ、4 名の大幅な増加となっています。これ以上死亡災害を発生させないという決意の下、労働災害の防止

に一層の取り組みをお願いします。

死亡災害のうち3件が墜落、転落災害であり全て建設業で発生しています。屋根、足場、あるいは車両系建設機械で移動中に崖から滑落した墜落転落災害となっています。このような状況から足場からの墜落転落災害防止の対策推進要綱に基づく対策、あるいは墜落制止用器具のフルハーネスの使用等、適正な安全管理が必要と考えています。なお、墜落制止用器具のフルハーネスですが、平成31年2月1日からの改正が予定されています。経過措置もありますが、早目の対応をお願いしたいと思います。

■「第12次労働災害防止推進計画の成果と第13次労働災害防止推進計画の概要」について  
(日本建設業連合会)

労働者の安全と健康を守り労働災害を減らすため5か年計画として策定された、「第12次労働災害防止推進計画」が、平成29年度を持って終えています。当該推進計画における成果について、労働局としての総括等ありましたらお聞かせください。また近年の状況を見ると、労働災害による負傷死亡者の数こそ減少しているものの、いまだその水準は低いといえず、第三次産業の労働者数の急速な増加や、労働力の高齢化もあって、労働災害による休業4日以上死傷者の数に至っては、かつてのような減少は望めず、これまでとは異なった切り口や視点での対策が求められていると考えています。「第13次労働災害防止推進計画」の概要、ならびに異なった切り口視点等の推進計画に関して、多少でも具体的な対策案がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

(新潟労働局)

・新潟県内における第12次労働災害防止計画（以下、「12次防」という。）期間中の死亡災害発生件数は、87件で第11次労働災害防止推進計画（以下、「11次防」という。）期間中に比べ26.3%減少したことにより、死亡者数を15%以上減少させるという目標を達成しました。しかしながら、死亡災害はあってはならないものと思っていますので、今後も死亡災害撲滅に取り組んでまいります。

一方、休業4日以上労働災害発生件数は長期的には減少傾向にあるものの、12次防期間中の死傷者数は、12,319件で11次防期間中に比べ4.4%減少したものの、死傷者数を15%減少させる目標は達成できませんでした。

・第13次労働災害防止推進計画（以下、「13次防」という。）の概要については、別添「新潟労働局第13次労働災害防止推進計画の概要」の通りです。

新潟県内の労働災害の大幅な減少と労働者の健康確保を図るため、国の定める第13次防に基づき、新潟労働局における労働災害防止対策の方針を明らかにし、長期的な災害動向と社

会情勢の変化を踏まえて、重点対策を絞り込みました。当県の重点として労働災害防止対策に「降積雪期における労働災害防止対策」もかかっています。

(日本建設業連合会)

我々の業界の人材難ということが露見されているわけですが、今日いただいた資料の中で、死傷者、死亡者の中で業界の未経験者ですとか経験が非常に浅い方々、それから逆に今度は高齢者も相当いるということです。そういった中で、統計的に死傷者数、死亡者数の推移を見て、何か変わってきているところがあればお聞かせ下さい。

(新潟労働局)

配布資料の災害統計については、業種別・署別労働災害発生状況を集計したもので、内容についての詳細な分析は年の途中ということもあり行っていませんが、現場に出向いた際に入場時において、健康管理の状態や所持している資格などをきちんと確認されたうえで雇い入れていると思います。その中で、雇い入れ時の教育、義務づけられている安全衛生教育、社内教育をきちんとされてきている地道な積み重ねがあって災害が減ってきているように感じています。高齢者についてもそうなのですが、やはり体力が落ちてくることなどの高齢化に伴う災害は、ある程度増加してきていると感じているところです。

■「建設業における働き方改革に関する対応」について、

(日本建設業連合会)

建設業界における働き方改革においては、政府による働き方改革実行計画の策定、働き方改革実行計画に基づく関係省庁連絡会議、協議会の設置に関する協議会が設置されています。当該協議会は内閣府、厚生労働省、労働基準局長、国土交通省土地建設産業局長等、関係者が構成員として参画されています。また関係省庁連絡会議が出した、建設工事における適正な好機設定等のためのガイドラインに記載されているように、個々の建設企画企業や、建設業全体において、適切な労働管理も含め、長時間労働の是正や、週休二日の確保などの、働き方改革に向けた取り組みが不可欠であることは言うまでもありません。そのためには、まずは施工の効率化、品質安全性の向上、重層下請け構造の改善など、生産性向上に向けたより一層の自助努力が強く求められています。

一方で、建設業において労働時間の短縮は工期の延伸に直結し、産業界や国民生活に多大な影響をもたらすことも懸念されます。そのうえで、適正な工期の設定、適切な賃金水準の確保、週休二日の推進等、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠となっています。建設業界においては大きな変革の時期と認識していますが、働き方改革に関しては国民の関心も高く、我々の自助努力はもとより、発注者受注者相互の理解と協力をいただかなければなり

ません。さらにはあらゆる関係行政機関からの側面的な支援をお願いしたいところです。厚生労働省として建設業界における働き方改革にどのように関わっていくのか、また新潟労働局として受発注者に対しての独自の取り組みなどがありましたらお聞かせいただきたいと思います。



(新潟労働局)

厚生労働省では、働き方改革実行計画に基づいて、さまざまな施策を展開しているところです。中小企業、小規模事業者の方が着実に取り組んでいただくことが必要であり、厚生労働本省でも中小企業庁と人手不足対策と併せて、これらの事業の充実を図るべく、現在平成31年度予算の概算要求をしているところです。

新潟労働局の取組といたしましては、今年10月4日に労使関係団体、新潟県、関東経済産業局等の12機関団体で構成する新潟県働き方改革連絡協議会におきまして、昨年に引き続き、オール新潟で働き方改革を推進していくことを確認しています。また、同10月24日には皆様方からも大変なご協力をいただきましたが、県民会館大ホールにおきまして、700名規模の働き方改革推進シンポジウムを開催し、働き方改革の必要性や、こういうことをやったら成果がでたという具体的な事例等もお話をしながら気運の醸成を図っているところです。さらに、委託事業により新潟県働き方改革推進支援センターを開設し中小企業や小規模事業所等を中心に、非正規労働者の処遇改善、労働時間の短縮、および生産性の向上による賃金の引き上げ等の取り組みを支援しています。また、新潟労働局の働き方・休み方改善コンサルタントが、企業訪問を実施しています。なお、働き方改革関連の各種助成金業務等も実施しているところです。

資料につきましては、本日お配りさせていただきました資料ナンバーの5で、新潟県内の働き方改革推進について、年間総労働時間や年次有給休暇の取得の関係資料や、人材確保のためには休日が多くなると応募者が増加するという具体的な資料を作りながら、ハローワーク等でも事業者さんのご相談には応じていますし、先ほどの新潟県働き方改革推進支援セン

ターにつきましては、資料ナンバーの6に付けさせていただきましたので、是非ご利用いただきたいと思えます。

(新潟労働局)

続いて、私のほうから少し話を加えてさせていただきます。建設工事関係者連絡会議において、工期や予算についての配慮を発注機関に対してお願いをしており、また、建設工事における適正な工期設定等のガイドラインについても通知をすべくお願いをしているということで取り組んでいるところです。また今年の6月の29日に働き方改革関連法が成立して、来年の4月1日から順次施行していくということになっています。

働き方改革に関しましては、法を正しく理解していただかなければならないと考えています。今年度、全国の各労働基準監督署において、働き方改革への取り組みを支援するという目的で、労働時間相談支援コーナーを設置して、労働基準法の基本的な枠組みや法令解釈などの相談、説明にあたるとともに、訪問支援としまして、労働基準監督官が個別の事業所にお邪魔して、相談に応じる枠組みを作っています。特に、通常労働基準監督官が現場、事業所へお邪魔いたしますと、行政指導、いわゆる是正勧告書や指導票等交付をするケースが往々にしてありますが、この訪問支援につきましては行政指導を行わないということで、企業主、労働管理担当者から忌憚のないお話をお伺いして、それに真摯に労働基準法の枠組み等で応えていくものです。また、改正労働基準法がどういう中身なのかをお答えしていくということで訪問させていただき取り組みですが、利用率がまだまだというところですので、皆様方の関係の協力会社を始めとして周知をいただいて、先ほど追加で配布しました申込書は、新潟労働局の監督課にファックスをいただくと所轄の監督署に回送することとしています。それで所轄の監督署から事業所に訪問のタイミング等を調整させていただきことで取り組ませていただいています。

新潟労働局のホームページにも同じ物がありますので、記入いただいてファックスということでも結構です。もちろん電話でお問い合わせをいただくというものでも結構ですので、ぜひ繰り返すようですが来年の4月1日から施行となりますので、是非ご利用していただきたいと思えます。

(日本建設業連合会)

厚生労働省でいろいろな支援活動が行われていることを、中小企業であれば中小であるほど、疑問を持っていない人が多いように思えます。我々が指導する際にも、聞いたことあるけど具体的には知らないということが非常に多いと思っています。制度というよりも周知する対策が必要なのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

(新潟労働局)

周知ということで訪問支援とか相談窓口を実施しているということです。制度を作っている側ということもあります。これからも働き方改革関連法の説明会を年度内に開催していく予定にしています。その中で労働基準法を正しく理解していただくということを内容にしています。そういうことで可能な限り色々な会合等で周知を行って裾野が広がっていくような対策というものをこれから考えていきたいと思っています。この支援が年度内で終わる可能性もありますから、利用していただくよう是非皆様からのご協力をいただけたらと思っています。

(日本建設業連合会)

例えば、各団体でこういう教育の講座、講習会みたいなものを開催したいのだけでも、講師の紹介などの指導援助はあり得るという解釈でよろしいのでしょうか。講師の推薦・紹介などについて、新潟労働局で考えているのでしょうか。

(新潟労働局)

この教育については、委託事業で一部始めています。労働災害防止団体に基づく建設業労働災害防止協会が職長とか安全責任者に対する教育をやっているということで、建設業労働災害防止協会がやっている教育や、研修協会がやっている教育に直接私どもの職員が出向いての援助ということはありません。間接的に指導援助を行っているということです。

(日本建設業連合会)

ただ興味が無い人は周知する会合に来ない場合もありますから、例えば従業員が50人未満の会社については、何回かある会合のうち1回は義務として出席しなさいということが出来ると興味が無い人も行く機会が出来るのではないかと思います。

(新潟労働局)

実は今年度からも3年間で、労働条件に問題があるような事業所を含めた集団指導会とか個別指導会とかお声掛けをさせていただいて戸別訪問をさせていただきながらアドバイスしていくような取り組みもやっています。主に小さい規模の事業主が関心が無い場合もあるのかなと思っています。

(日本建設業連合会)

資料5の年次有給休暇の取得状況について、全国平均の新潟県は29年度の平均下回っていますが、主な理由として有給休暇取得率の産業別で、建設業がやはり取得率が低くて、定着率が低いという見方ができますが、やはり建設業関係企業が多いことから、新潟県の県内の有給取得率が少ない結果になっているのでしょうか。

(新潟労働局)

必ずしもそうではありません。確かに建設業者さんの数が、就労労働者数が多ければ、その分反映する確率は高いのは高いです。この表は取得率の高いところは定着率が高いというふうに考えていただければいいかと思います。



(新潟労働局)

各社で有給休暇の取得率をアップさせるために努力はしていますが、上司の目とか、休めないという実情があるとは思いますが。今後は極力どこの会社にも有給休暇を取るよう推進していくことが重要だと思います。

(新潟労働局)

来年4月1日以降、10日以上有給休暇が発生する方については、発生日から1年間で5日間は企業主が取らせなければいけないことになります。時季指定年休はその5日の中に入ってくる。最後に5日間を取れなかったら違反ということになりますので、有給休暇の取得率アップへの模索として今回法改正をさせていただいたところです。いずれにしても建設業がこの位置にあるということは、事業主にとって厳しい雇用環境ということになると思います。

(日本建設業連合会)

先ほど、新潟県の工事関係の連絡会議は、新潟労働局が発注者と関わる唯一の大きな会議かなと思っていますので、来年の4月から改正労基法が施行されて、5年間の猶予でありますけど、罰則規定が建設業にも適用されるということは非常に大きな転換だと思っています。現在の長時間労働の実態からどのような形で流れを変えていくのかという。中小企業はあまり真剣に考えてないような状況もあろうかと思っています。建設業界は発注があって受注する業

者の集まりですので、週休二日をまず達成して労働時間を短くしていこうと週休二日実現行動計画も作られているわけです。我々は適正な工期設定の確保とっていますが、発注にあたっては、1週間に2日を休ませられるような工期を適正な工期設定だと思っているので、そういった連絡会議等を通じて、新潟労働局からの側面的な支援を今後ともよろしくお願ひしたいと思っています。

#### ■平成29年度の労働基準監督署による臨検検査の総括と今後の方針について

(日本建設業連合会)

政府が昨年3月に策定した働き方改革実行計画では、現在は適用除外とされている、建設業の時間外労働の上限規制につきまして改正法の施行から5年後を目途に、上限規制の一般則が適用されます。多くの建設会社が時間外労働の限度となる、月45時間、年360時間を超えているのが実態でありますため、労使協定を結び上限を越えないよう努力しているところでございます。また時間外労働という点では、天候等に左右される業種であることから、工程確保のために土曜日作業も多く見受けられる状況です。

一方で総労働時間の削減のためには、週休二日の確保、定着が最も実行が期待できる方策であることから、日建連では昨年12月に「週休二日実現行動計画」を策定し、まずは2019年度末までに4週6閉所の実現を目指し、2021年度末までには4週8閉所を目標に掲げて、会員各企業が取り組んでいるところでございます。しかしながら現状では契約済み工事の工期厳守などの要因があり、三六協定を順守するのが精一杯の工事もあります。こうした現場の実態にはご理解いただいているところでございますが、昨今の監督署の臨検監督では三六協定時間内でありましても、「時間外・休日労働時間を1ヶ月当たり45時間以内とするよう削減に努めること」という文面で改善報告を求められているという実態がでございます。昨年度の臨検監督の結果と違反内容の傾向、並びに今後臨検監督の方針や重点項目等についてお聞かせいただければと思います。

(新潟労働局)

脳心臓疾患、過重労働による健康障害というのは、月の時間外・休日労働が45時間を超えると発症率に影響してくることが言われています。そのため、45時間以下に時間外を抑えていただきたいということがありまして、時間外・休日労働を1ヶ月当たり45時間とするよう削減に努めて欲しいという指導を行っています。時間外労働はないにこしたことはないのですが、あっても45時間を超えるとリスクが高まるという部分がありますので、引き続き指導させていただくことでご理解を願いたいと思っています。

もう一点、今後の臨検監督方針等というようなことですが、新潟県の建設関係連絡会議で



資料としても付けてありますが、その内容を説明させていただくと、新潟県の平成 29 年の建設業の臨検監督の実績、1,100 事業所に伺っています。監督を実施して違反率は 70 パーセント余りというところであります。また、行政処分としての使用停止等の命令を公布した事業所数は約 25 となっています。使用停止命令を出した事業所の中では、やはり作業所の橋とか開口部、通路等から墜落防止措置で約 60 パーセントあります。また、行政指導、是正勧告書を交付した違反の中で多いものは、労働安全衛生法の 20 条から 25 条に係る安全基準の違反というのが約 360 です。他に労働安全衛生法条文でいうと 31 条、注文者ですが、建設業でいうと元請がこれに該当しますが、この措置違反が約 180 です。本年は建設業、死亡労働災害が増加をしているということであります。休業も増加をしています。引き続き、建設現場を中心とした安全衛生確保を順守のための監督指導を実施していく必要があると考えています。

(日本建設業連合会)

1,100 事業所を回って違反率が 70 パーセントという実態を捉えてですね、5 年後でこんな状態が続いていたら、各社とも大変な状況になってくると思うのですけれども。違反を指摘したときには、ペナルティということになります。かなり重い行政指導の部類に入るのですか。

(新潟労働局)

行政指導の種類としては三つ、基本的には文書により是正勧告書、これは法違反に関わる行政指導です。他に使用停止等命令書、これは行政処分です。使用停止等命令書が交付されると、是正されるまでは使えないとか、立ち入れないということになります。

(日本建設業連合会)

使用停止とは現場のことですか。

(新潟労働局)

開口部を墜落の恐れがあり措置しないという場合は、現場に立ち入ることはダメ。是正されるまで立ち入らないという処分になります。

(日本建設業連合会)

是正勧告書は公表されますか。

(新潟労働局)

全体としての件数は公表する場合がありますが、個別の公表となると、送検をした事案では公表しているものもあります。行政指導に係る個別の公表はありません。

(日本建設業連合会)

過重労働による健康障害防止について書類を頂戴することがありますが、扱いとしては指導票の扱いなのでしょうか。

(新潟労働局)

指導文書については、是正勧告書ではありません。

(新潟労働局)

例えば、45 時間の時間外があっても、そこまで達していない協定書作成及び監督署への提出が「ない」ということになれば、是正勧告書、45 時間以上の協定があるという場合には削減に向けた対策を検討していただくということで指導文書となります。

## ■建設業の労働災害（死亡災害）撲滅に向けた指導について

(日本建設業連合会)

付随して墜落制止用器具に係る質疑応答集と墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインも配布させています。平成 29 年の新潟労働局管内の死亡災害は前年度 22 人から 14 人減少し、過去最小の 8 人となりましたが、本年度は 9 月末時点で 12 名、うち建設関係で 7 名となっており、全体の 58.3 パーセントを占める状況です。また、休業 4 日以上死傷者発生状況においても 277 人（9 月末、前年同月 14.0 パーセント増）となっております。

現在、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の施設工事が着々と進行しておりますが、長時間労働の縮減も含めた労働災害防止対策の徹底を図るうえで、このような大規模な施設工事の現場で実施されている先進的な取組事項との情報があれば、お聞かせください。

また、平成 31 年 2 月から墜落制止用器具を原則フルハーネス型に義務化することになっていきます。厚生労働省、労働局、労働基準監督署のリーフレットでは以下のようにそれについて記載されております。

墜落の危険がある作業の内、「特に危険性の高い業務」を行う労働者に対して安全衛生特別教育の受講も義務化されています。「特に危険性の高い業務」とは、高さが 2 メートル以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合でフルハーネス型を使用して行う作業（ロープ高所作業を除く）などの業務をいいます。

そこで、作業床を設けることが困難な場合とはどのような状況か、および作業床の幅に対して規定はあるのか、具体的な例でお聞かせください。

なお、この質問については、お手持ちの質疑応答集の質問の 4-3 のところにも少し関連する 4 ページでございます。4 ページの一番下の 4-3 で、厚生労働省から出ているものは質問として作業床とはどういうものかということで、法令上具体的な定義はありませんが、一般的には足場の作業床、機械の点検台など作業のために設けられた床を示します。

また、ビルの屋上、橋梁の床板など平面的な広がりを持った建築物の一部分であって、通

常その上で労働者が作業することが予定されているものについても作業床となると考えられます。具体的な判断は所轄の労働基準監督署にご相談くださいとなっておりますので、今回ご質問として挙げさせていただきました。

(新潟労働局)

・大規模現場の安全管理について、五輪関係の工事で東京都内は、建設ラッシュが続いておりそれに伴う整備工事や再開発工事なども盛んに行われている中、工事量が増えるとともに、人手不足や技能伝承問題など多くの課題を抱え、労働災害が懸念されることから、東京局・池袋署管内で昨年、管内で請負金額 50 億以上の建設現場が安全管理のノウハウを共有する大規模建設工事労働災害防止連絡協議会が発足して活動しています。

現場同士が、巡回指導を通じて職長会活動や現場の安全管理を見せ合う取組が参加現場の刺激になっているようです。(出所：安全スタッフ 2018. 9. 15)

・建物が隣接する場所で作業を行う場合、本足場が設置できず、やむを得ず単管足場（ブラケット一側足場・単管足場）を設置する場合等。

作業床の幅は、40 センチ以上の手すりを設ける必要があります。

以上

<日本建設業連合会北陸支部>

安全環境対策副委員長	伊藤 潤	大成建設(株)北信越支店安全・環境部長
同 副委員長	黒川 直憲	飛島建設(株)富山営業所長
同 委員	藤田 実	鹿島建設(株)北陸支店安全環境部長
同 委員	武村 信也	清水建設(株)北陸支店土木部副部長
同 委員	浜谷 清二	大豊建設(株)北陸支店長
同 委員	間宮 淳司	(株)竹中土木北陸営業所長
同 委員	山田 浩一	東洋建設(株)新潟営業所長
同 委員	佐藤 要一	(株)福田組安全環境部長
同 委員	山口 晃	(株)本間組安全品質環境部安全環境課長
同 委員	酒井 康雄	前田建設工業(株)北陸支店安全環境部長
事務局長	本間千代吉	